

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 平成29年度重点課題に対する取組状況

重点課題 1	様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進
推進施策名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 ○ 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり ○ 推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 ○ 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 ○ 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信
取組期間	平成26年度～平成29年度(平成30年度も継続)
趣 旨	<p>「ともに考え・学び・行動する消費生活プラン」(京都市消費者教育推進計画)に基づき, 関係機関と連携した各種消費者教育・啓発イベントの積極的な開催及び教育現場の意見も取り入れた消費者教育教材の作成・配布等, 環境・食育等の各テーマや, 年齢層に応じた消費者教材の充実により, 本市消費者教育の推進を図る。</p>
主 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学生向け消費者教育教材の作成・配布 2 中学生向け消費者教育教材の作成・貸出 3 教員向け出前講座の実施 4 子ども消費生活講座 5 消費者団体との協働事業 6 幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催 7 民法改正による成年年齢引き下げを見据えた取組

(重点課題1) 具体的な取組内容

1 小学生向け消費者教育教材の作成・配布

「買い物シミュレーション学習キット (本体)」の素材追加版を作成・配布

学校の授業で、日頃の買い物の仕方を学習できるよう、平成27年度に本市小学校家庭科教育研究会とともに作成した(平成27年度消費者教育教材資料表彰(行政部門)優秀賞受賞)「買い物シミュレーション学習キット」本体をより活用できるよう、当該学習キットのアンケート調査結果に基づき、素材追加版(DVD 200枚)を作成し、市内小学校に配布。

【追加素材】

小学5～6年生の家庭科の教科書に載っている調理実習で使う野菜はそれぞれ欲しい(ベーコンや青菜等)といった御意見を踏まえ、素材を追加するとともに、今後、修正等も加えられるよう電子化(DVDに収録)することにより、家庭科の授業でより活用していただくよう見直しを行った。

消費者教育教材

買い物シミュレーション 学習キットの 素材追加版



イラストカード 全26種



京都市
KYOTO CITY

発行 京都市消費者生活総合センター
協力 京都市教育委員会
京都市小学校家庭科教育研究会

●イラスト素材一覧表

	野菜					
						
	ブロッコリー (各3種)	さつまいも (各3種)	ほうれんそう (各3種)	だいこん (各3種)	小松菜 (各3種)	ピーマン (各3種)
						
	ねぎ (各3種)	レタス (各3種)	さやいんげん (各3種)	きゃべつ (各3種)	じゃがいも (各3種)	にんじん (各3種)
						
	たまねぎ (各3種)	きゅうり (各3種)				
	加工食品					
						
	みそ (各3種)	油あげ (各3種)	ベーコン (各3種)	チョコレート (各3種)	キャンディ (各3種)	ハム (各3種)
	文房・日用品					
						
	鉛筆 (各3種)	ノート (各3種)	くつ下 (各3種)	ハンカチ (各3種)	おはし (各3種)	歯ブラシ (各3種)

(重点課題1) 具体的な取組内容

2 中学生向け消費者教育教材の作成・貸出

消費者教育教材「消費者市民の育成を目指して」(第3弾)の作成・貸出

中学生の消費者教育の授業での活用を目的として、京都市総合教育センター指導主事の協力の下、**実生活に即した場面で実践的・体験的に学べる**消費者教育教材「**役割を演じて考えよう! ~消費者被害の背景とその対応を学ぶ~**」を作成(京都市総合教育センターに貸出用教材として備え、中学校等の先生方に御利用いただくとともに、当センターからも消費者教育教材として貸出。)



【教材の特徴及び内容】

ロールプレイングの進め方



日常の消費場面を具体的にイメージし、出来事に直面した際におかしいと気付くことができるか、思わぬトラブルに巻き込まれたと時にどうすべきか、トラブルを回避するためにどのように行動すればよいか、を生徒が主体的に考える学習プログラムとした。また、様々なトラブル事例について、特定の役割を演じ、当事者の心理やトラブルに巻き込まれやすい理由、対応の問題点を理解し、望ましい行動・対応などを体験的に習得することをねらいとする、**ロールプレイング教材**とした。

- 【ケース1 (通信販売)】
「届くはずだったのに・・・」
～東山さんの災難～
- 【ケース2 (通信販売)】
「お試しかけじゃないの？」
～花子さんの失敗～
- 【ケース3 (ワンクリック)】
「無料のはずが・・・」
～京太郎さんのパニック～
- 【ケース4 (フリマアプリ)】
「こんなはずじゃ・・・」
～みやこさん、がっかり～
など

- ◆ 身近に起こっている消費者被害8ケースを採用
- ◆ 4～7名まで対応可
- ◆ ネームプレート(役割カード)やパネルなどの小道具も付属
- ◆ 消費生活センター専門相談員のアドバイス音声付き
- ◆ 複数の授業展開例や指導の手引きを添付

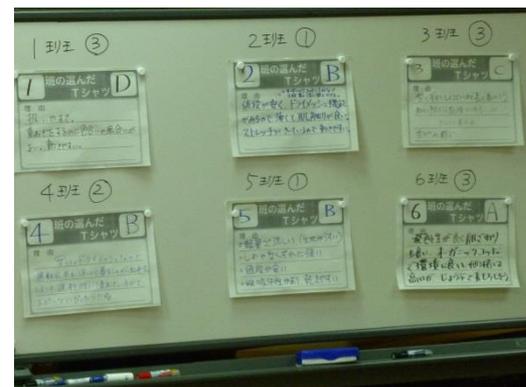
(重点課題1) 具体的な取組内容

3 教員向け出前講座の実施

◆実施日：平成29年7月27日(木) ◆参加者：25名
◆場所：総合教育センター

- 京都市立中学校教育研究会技術・家庭科部の教員の方(25名)に対し、本市の消費生活専門相談員が悪質商法の手口と対処法に係る出前講座を初めて実施。
- また、出前講座後には、学習班(4~5人の少人数)に分かれ、平成28年度に総合教育センター指導主事と連携して作成した「Tシャツを選ぼう! ~消費行動における意思決定プロセスを学ぶ~」及び「自転車事故から考えよう! ~消費行動による社会参画を学ぶ~」を活用し、授業に取り入れていただくよう実習を行った。

【実習の様子】



(重点課題1) 具体的な取組内容

4 子ども消費生活講座

夏休み期間を利用した小学生向け体験型消費生活講座として、子どもたちが直接「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら、新たに消費者問題に関心をもってもらうことを目的として、2日間にわたる楽しい2講座を開催。



夏休み企画 / 子ども消費生活講座 参加無料

「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら、消費能力を育みましょう!

1 平成29年 8月2日(水) 午後2時~午後4時 (受付: 開場 午後1時40分)

LEDオリジナルランプを作ろう
「LED」が電気を「光」に変えてくれるんですよ。

2 平成29年 8月3日(木) 午後2時~午後3時半 (受付: 開場 午後1時40分)

手作りビスコとクイズに挑戦 ~グリコとシェアハピ~
毎日の食生活について学んでみよう。

京都市

【実施内容等】

1 「LEDオリジナルランプを作ろう」

(8月2日(水))

- ・ LEDの仕組みを知り、エコや省エネルギーについて学ぶ
- ・ 参加者 小学4～6年生の児童(20名)



2 「手作りビスコとクイズに挑戦 ~グリコとシェアハピ~」

(8月3日(木))

- ・ お菓子作りを通じて、毎日の食生活について学ぶ
- ・ 参加者 小学4～6年生の児童(25名)



公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP), パナソニック株式会社エコソリューションズ社 (講師: 三木 英明 氏), 江崎グリコ株式会社 (講師: 亀沖 佐織氏・道盛 久美子氏) と共催で実施。

LEDランプの工作では、ドライバーでねじをとめたり、両面テープを使用し、平行にまっすぐ貼り合わせるなど、難しい箇所もありましたが、参加者全員オリジナルランプを完成させました。子どもたちは、ランプの色を選んだり、飾りつけを工夫するなど、大変楽しく取り組んでもらえたようです。ビスコ作りも、甘い匂いで子どもたちのテンションも上がり、クリームたっぷりの自分だけのビスコ作りに楽しく挑戦していました。

(重点課題1) 具体的な取組内容

6 幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催

「消費生活フェスタ2017」

- ◆開催日：平成29年11月25日(土)
- ◆参加者：17,500人
- ◆場所：みやこめっせ(京都市勧業館) (合同イベントとしての参加者数)

子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流しながら、日常生活における身近な問題や今まさに私たちが取り組んでいかなければならない課題などについて、一緒になって学び、考えることを目的として、「エコまちフェスタ2017」、「市民すこやかフェア2017」、「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ2017」及び「京都やんちゃフェスタ2017(第2部)」との合同イベント(多世代交流・学習型イベント)として開催。

消費生活フェスタにおける主な実施内容

1 各種ブース出展

当センターの消費生活に関するクイズブースのほか、関係機関等の御協力を得て、消費者無料法律相談、終活等に関するブースを出展した。



2 小学生向けワークショップ

小学生向けワークショップとして「靴下ハギレわかこスター作り(タビオ株式会社)」及び「チョコレートができるまでとデコポッキー作り(江崎グリコ株式会社)」を実施した。



3 大学生サークルによるフェアトレード商品の販売

「エシカル消費(倫理的消費)」の考え方を広く紹介・普及し、行動に繋げていただくため、大学生サークルの皆様にご協力いただいた。



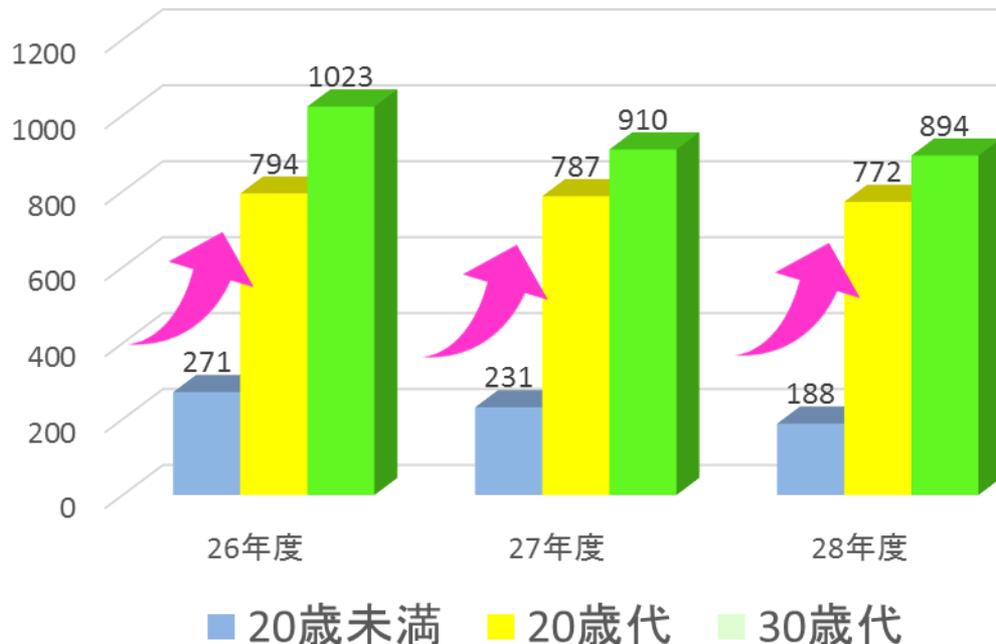
(重点課題1) 具体的な取組内容

7 民法改正による成年年齢引き下げを見据えた取組

- 成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18歳・19歳の消費者が、消費トラブル等に巻き込まれるケースが多くなると予測されるため、人口に占める大学生の割合が特に高い本市においては、大学生を中心に若年層への悪質商法等に対する被害防止啓発及び消費者教育を積極的に推進する必要がある。

<京都市における若年層の消費生活相談状況>

20歳未満, 20歳代, 30歳代の相談件数の推移



【大学生の消費者被害の特徴】

- 定期的に**マルチ商法**被害が発生
- 学校内で連鎖して**急速に被害が拡大**
- 悪質な事業者等が、20歳の**誕生日の翌日**を狙って取引を誘いかける事例
- インターネットの普及により、**高額な取引**を行ってしまうリスク

今後、20歳代の相談件数程度まで増加する可能性あり！

⇒ 各大学学生課・京都府警察・京都弁護士会・京都府消費生活安全センター・京都市消費生活総合センターがこれまで以上に連携を密にし、消費者被害未然防止・拡大防止等に関する大学生への情報発信の強化や各種取組を推進する。

【取組内容】

① **京都府大学安全安心推進協議会における情報提供**

大学のまち京都の安全・安心の実現を目的とした、京都府内の各大学学生課及び京都府警察等で構成される協議会に平成29年度から参画。定例総会（平成29年9月12日開催）において、成年年齢引き下げに伴い、懸念される消費者被害に関して注意喚起するほか、京都市消費生活総合センターの取組内容について報告を行った。

② **大学学生課等とのメーリングリスト創設**

大学学生課、消費生活センター及び京都弁護士会消費者・サラ金被害救済センター運営委員会の間において、消費者被害について、適時に情報を共有するために学生向け消費者被害に関する情報交換メーリングリストを創設。この**連携枠組みを活用し**、時機に応じた連絡等により、学生等の被害事例に関する情報交換を行う。

③ **特殊詐欺・悪質商法対策に係る啓発冊子3世代波及型リーフレット「君は京都を救えるか？」の作成**

多発する特殊詐欺・悪質商法による被害に対応するため、被害者層である高齢者のみならず、各世代に響く媒体及びコンテンツを活用し、若年層から現役層に、さらに高齢者層に啓発効果を波及させていくことを目的とする、AR（※）を導入したリーフレットを作成。

※ 「AR」とは、「オーグメンテッド・リアリティ（拡張現実）」の略で、コンピューターを利用して、現実の風景にデジタル情報を重ね合わせて表示する技術。

重点課題 2	高齢者等の消費者被害未然防止のための 連携強化の拡充
推進施策名	推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 推進施策15 関係機関、団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成26年度～平成29年度(平成30年度も継続)
趣旨	高齢者を取り巻く状況の把握, 関係機関との連携及び啓発の強化により, 高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。
主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢サポート(地域包括支援センター)との連携強化 2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催 3 狂言を取り入れた消費者啓発イベントの開催 4 ネットトラブル対策講座の開催 5 特殊詐欺被害根絶のための取組 (特殊詐欺啓発動画・ポスターの作成等) 6 SKYフェスティバル等のブース出展

(重点課題2) 具体的な取組内容

1 高齢サポート（地域包括支援センター）との連携強化

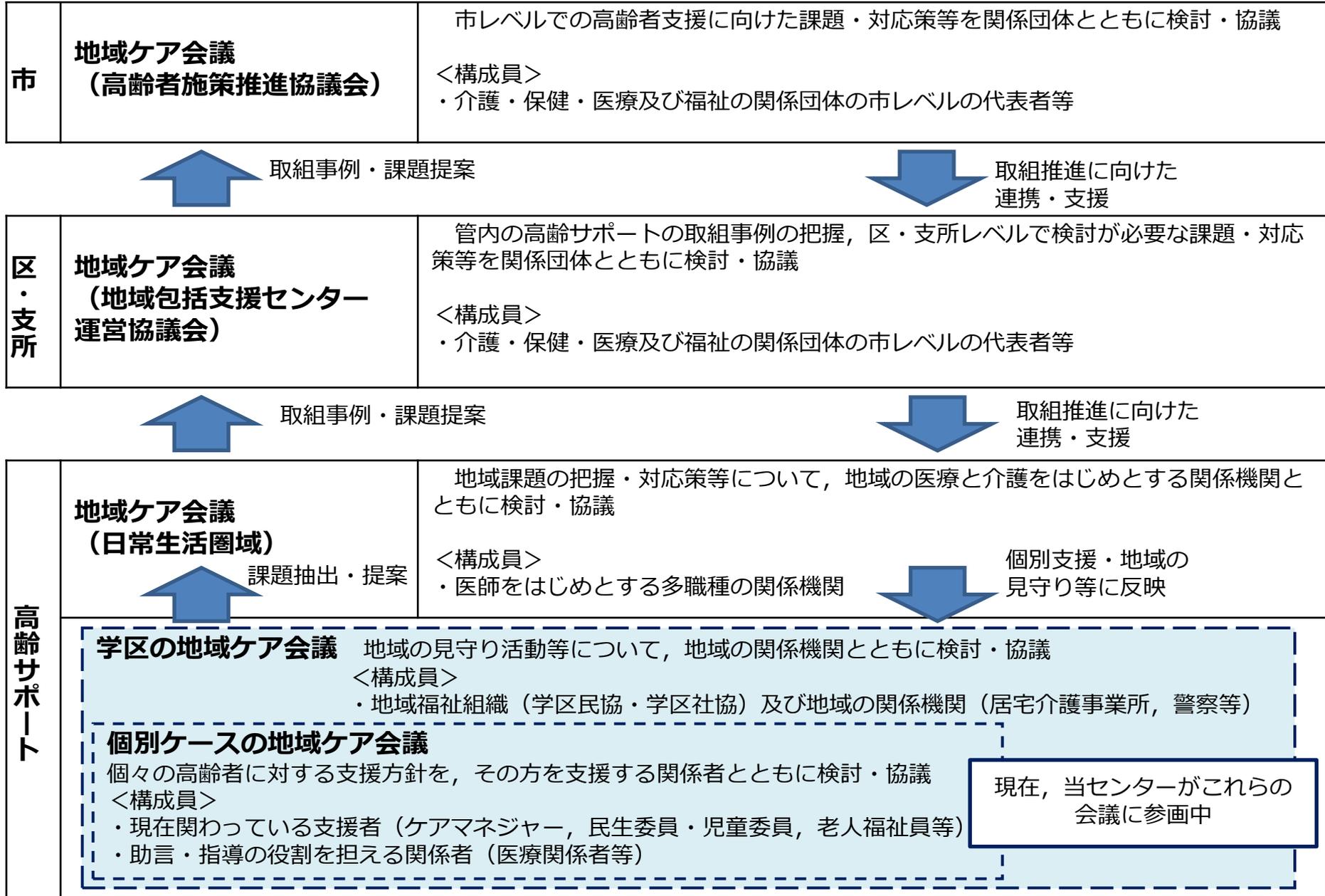
- 悪質商法等による高齢者等の消費者被害の未然防止，早期発見及び拡大防止のための取組をこれまで以上に推進するため，支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方に対し，日常的な見守り体制の充実を図っている保健福祉部局等との連携が必要となっている。
- そのため，高齢サポートにおいて，権利擁護業務（※1）に携っている社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し，消費生活総合センターの窓口周知，最新の悪質商法，特殊詐欺の状況等の注意喚起や消費生活情報の提供を行うとともに，高齢者等を取り巻く現状について把握を行う取り組みを平成28年度から進めている（現在，5区2支所（※2）において参画）。
- 地域ケア会議には，行政内部関係部署（高齢福祉部署，消費生活総合センター），外部関係機関（社会福祉協議会，高齢サポート，弁護士会，リーガルサポート等），民間事業所（医療機関等）が参画しており，消費生活センター等その役割を担う機関につなぐ仕組みをはじめ，関係機関相互における適切な連携体制の構築ができるよう取組を進めている。

※1 権利擁護業務…権利侵害を受けている，また受ける可能性が高いと考えられる高齢者が，地域で安心して尊厳のある生活ができるよう，専門的・継続的な視点からの支援を行う。

例： 成年後見制度の活用，虐待への対応，困難事例への対応，**消費者被害の防止**

※2 北区，中京区，東山区，山科区，右京区，深草支所，醍醐支所

地域ケア会議の体系



(重点課題2) 具体的な取組内容

- 消費生活トラブルに関する相談の中でも高齢者からの相談は、大きな割合を占めている。
- 消費者問題への理解を深め、消費者被害の未然防止を図るため、高齢者や高齢者の見守りを行う方々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみやすく、楽しみながら学べるよう、引き続き日本の伝統芸能である「落語」を取り入れた消費者啓発イベントを実施。また、消費者への注意喚起のツールとして新たに「狂言」を用いるなど、文化芸術の力を活用し、印象に残るよう工夫した新たな消費者啓発事業を実施。

2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催

- ◆開催日：平成30年1月13日（土）
- ◆参加者：616名 ◆共催：京都弁護士会
- ◆場 所：京都テルサホール

① 「塩鯛さん・吉弥さんと一緒に落語で考えよう！ 消費者問題」

第1部 落語

演者：桂塩鯛氏，桂吉弥氏，桂鯛蔵氏
進行：中井雅之氏



第2部 座談会

- ◆ 桂塩鯛氏，京都府警，弁護士，消費生活専門相談員により、高齢者が被害に遭いやすい最近の事例（①キャッシュカード手交型の特殊詐欺について、②インターネット契約について、③健康食品のネット通販・テレビショッピング）を分かりやすく伝え、学べる内容で実施。



(重点課題2) 具体的な取組内容

3 狂言を取り入れた消費者啓発イベントの開催

- ◆開催日：平成30年3月17日(土)
- ◆参加者：364名 ◆共催：京都府
- ◆場所：金剛能楽堂

② 「狂言を取り入れた消費者啓発イベント～消費者問題を狂言で考えよう～」

第1部 狂言

お話 島田 洋海氏

演目・出演者

◆「口真似」(くちまね)

太郎冠者：茂山 千三郎氏

主人：山下 守之氏

客人：松本 薫氏



◆「長光」(ながみつ)

すっぱ：茂山 童司氏

田舎者：丸石 やすし氏

目代：網谷 正美氏



第2部 座談会

1 狂言風寸劇

◆キッパリ断りましょう

～訪問購入のトラブルについて～

「きょうと動画
情報館」で発信中



◆渡さないで「キャッシュカード」
教えなくて「暗証番号」
～キャッシュカード手交型の
特殊詐欺について～



2 座談会

茂山千三郎氏，京都市消費
生活総合センター長，京都府
安全センター長，京都市芸術
協会職員による座談会



(重点課題2) 具体的な取組内容

4 ネットトラブル対策講座の開催

- インターネット関連の相談が増加傾向にある中、ネットトラブルの現状や対策について、分かりやすく解説することにより、気軽に学べて、知識が身につく講座を、**京都府警察及び京都府との共催で初めて実施。**
- その他、市内で実施するネットトラブル対策講座に消費生活専門相談員等を講師として派遣する等、京都府警察サイバー犯罪対策課と協力し、市民の皆様がサイバー犯罪被害やネットトラブルに巻き込まれないよう取組を進めている。

- ◆開催日：平成29年8月29日（火）
- ◆参加者：10名
- ◆場 所：消費生活総合センター研修室

よくわかる！ ネットトラブル 対策講座
 テーマ：スマホのトラブルを考える
 平成29年8月29日(火)
 午後1時30分～午後4時30分(受付 午後1時～)
 会場：アーバネックス御池ビル西館4階
 京都市中京区烏丸御池東南角 市営地下鉄東西線「烏丸御池駅」出口すぐ
 ※ 公共交通機関をご利用ください(駐車場、駐輪場はありません)

受講者募集！ (参加無料)

六こんな方におすすめの内容です！
 大学生 保護者 教育関係者
 子どものネットトラブルの現状や対策について学びたい方など

講演1	講演2	講演3	ワークショップ
京都市消費生活総合センター「インターネットトラブルについて」	サイバー犯罪対策課「スマホトラブルの現状と対策」	ネット安心アドバイザー「ネットトラブルから子どもたちを守るために」	参加者によるグループディスカッションを行います

○定員:90名(事前申込み制 先着順)
 ○申込期限:8月28日(月)午後5時まで
 ○主催: 京都府警察本部サイバー犯罪対策課 京都府消費生活安全センター 京都市消費生活総合センター
 □ 申込先(電話又は府営HP申込フォームから)
 京都府警察本部サイバー犯罪対策課 ネットセキュリティ・サポートセンター
 電話: 075-451-9111 内線3252 (電話受付: 平日9:00~17:45)
 HP: <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/cyber/net-koza2.html>

実施内容

	講座1	講座2	講座3	ワークショップ (午後3時30分～午後4時30分)
講師等	京都市消費生活総合センター	京都府警察本部サイバー犯罪対策課	ネット安心アドバイザー	
内容	「インターネットトラブルについて」	「スマホトラブルの現状と課題」	「ネットトラブルから子どもたちを守るために」	参加者によるグループディスカッション

(重点課題2) 具体的な取組内容

5 特殊詐欺被害根絶のための取組（特殊詐欺啓発動画・ポスターの作成等）

多発する特殊詐欺被害を根絶するための取組を一層推進するため（平成29年 特殊詐欺被害件数：320件（うち京都市内211件）、被害金額：約7億8千万円（うち京都市内約6億））、**京都府警察及び京都府との三者連携による**通話録音装置貸出モデル事業の開始、府内金融機関・医療機関等での啓発動画の上映、府内医療機関等での啓発ポスターの掲示等を実施。

主な取組内容

◆通話録音装置貸出モデル事業の開始

1 開始日

平成29年12月8日

2 貸出対象者

特殊詐欺の予兆電話が多い警察署管内に居住し、過去に特殊詐欺被害（未遂含む。）や予兆電話等を受けたことがある高齢者や流出した名簿に登載された高齢者等に対し、200セット配布（一般募集なし）。

3 録音装置の主な機能

- (1) 警告メッセージ機能
- (2) 高音質自動通話録音装置
- (3) 大変だあ～!!! ボタン機能
- (4) ナンバーディスプレイ契約による非通知電話着信拒否機能及び登録番号の着信許可・拒否機能



◆啓発動画及び啓発ポスターの作成

1 啓発動画

(1) テーマ

- ア オレオレ詐欺犯行手口（振込型）
- イ 架空請求詐欺犯行手口（電子マネー型被害金交付）
- ウ 医療費等還付金詐欺犯行手口（キャッシュカード手交型）
- エ だまされた振り作戦への協力依頼（現金交付型）
- オ 声かけのポイントと相談・情報提供（未然防止）

(2) 内容

- ア 音声がなくとも、高齢者にも分かりやすく伝わる内容
- イ 自ら注意するとともに、身近な人を見守ることを促す内容
- ウ 被害者等にも配慮した内容

(3) 放映場所

府内の金融機関、医療機関、区役所・支所等

2 啓発ポスター

上記動画のキャラクターを活用し、啓発ポスター及びチラシを作成。京都府医師会及び京都府薬剤師会を通じ、府内の各医療機関等での掲示を依頼した。

作成数：ポスター4,600部 チラシ32,500部



「きょうと動画情報館」で発信中



(重点課題2) 具体的な取組内容

6 SKYフェスティバル等のブース出展

これまで主として区民ふれあいまつりにおいて消費者啓発ブースを出展し、消費生活相談窓口の周知、悪質商法の手口と対処法に関する啓発を行っていましたが、平成29年度においては、より啓発効果が高いと考えられる高齢者の方や自治会・町内会などの地域活動に御協力いただいている方が多く参加されるイベント等において新たにブース出展を行った。

◆ 「SKYふれあいフェスティバル」

- 開催日：平成29年9月16日(土)
- 場 所：京都パルスプラザ

高齢者の健康維持・増進と生きがいづくりなどを目的とした多世代交流型イベントに、当センター・京都府消費生活安全センターと合同で消費者啓発ブースを出展。



◆ 「きょうと地域カアッぷおうえんフェア」

- 開催日：平成30年3月4日(日)
- 場 所：ゼスト御池

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づく取組の一環として、自治会・町内会などの地域活動やNPO法人の活動について、「楽しく・分かりやすく」紹介するイベントに、当センターの消費者啓発ブースを初出展。



重点課題 3	消費者市民社会を形成するための取組
推進施策名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 ○ 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 ○ 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信 ○ 推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進
取組期間	平成29年度(平成30年度も継続)
趣旨	消費者市民社会を形成するため, 消費者一人一人が, 自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと, 社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動していただくことを目的としたイベントの開催や情報発信等を行い, また, 「エシカル消費」(倫理的消費)の理念を広く普及啓発する。
主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都エシカルフェア 2 素材から学ぶくらしの学校 3 マイシティライフの各戸回覧・リビング京都への記事掲載

(重点課題3) 具体的な取組内容

1 京都エシカルフェア～子どもたちに伝えたい、思いやりのある暮らし～

人や社会・環境・地域に配慮した消費行動である「**エシカル消費**」(倫理的消費)は、消費者が日々の消費行動で公正で持続可能な社会を実現していくための非常に重要な行動の一つであることから、市民・府民の皆様幅広く紹介・普及し、行動に繋げていただくことを目的として、京都府及び京都エシカル消費推進ネットワークで連携・協働して開催するキックオフイベントとして「**京都エシカルフェア**」を開催。

- ◆開催日：平成29年11月12日(日)
- ◆参加者：700名
- ◆場所：KBSホール

実施内容【ステージイベント】

＜エシカル消費トーク&セッション＞ ◆基調講演「心が満たされる消費をめざして」

大原 千鶴 氏 (料理研究家)

◆トークセッション「子どもたちに伝えたい～思いやりのある暮らし～」

【コーディネーター】

坂東 俊矢 氏 (京都産業大学大学院
法学研究科教授, 弁護士)

【パネリスト】

大原 千鶴 氏 (料理研究家)

太田 航平 氏 (NPO法人地域環境
デザイン研究所ecotone代表理事)

田房 夏波 氏 ((株)和える西日本
統括本部長)

実施内容【フロアイベント】

◆エシカル消費をテーマとしたワークショップ

京都府産の木でできた積み木やおもちゃで遊ぼう！/和東のお茶を楽しみながら、抹茶アートに挑戦/京都府産の間伐材でマイ箸づくり/印刷で余った紙を再利用してのオリジナルノートづくり/エシカルコーヒーパーティー/伝統を次世代につなぐ

◆エシカル商品の販売 (マルシェ)

◆エシカル消費推進ネットワーク構成団体によるブース展示・ワークショップ

【オリジナルノートづくり】



【マルシェ】

【出展者ブース】



(重点課題3) 具体的な取組内容

2 素材から学ぶくらしの学校

- ◆開催日：平成29年10月7日(土) ◆共催：産業観光局
- ◆参加者：小学1～3年生 54名(定員96名)
小学4～6年生 43名(定員45名)
- ◆場 所：mumokuteki cafe&foods京都店

「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(※) 認定企業6社と連携・協働し、小学生を対象に、社会的課題について、調理実習、体験学習を実施し、モノができるまでの過程や社会問題を学び、自らや家庭での消費生活が社会・環境にもたらす影響を考えていただくことを目的とした体験型のイベントを開催。

「開校に当たり、消費者教育教材作成に御尽力いただいている高倉小学校 岸田校長先生から本イベントの趣旨を児童向けに説明していただきました。また、閉校に当たっては、大本審議会委員から消費者教育についてお話いただきました。

実施内容

小学1～3年生

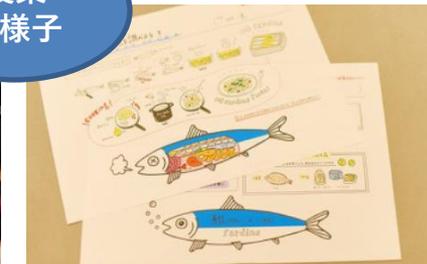
- 家庭科
「パッチワークで想いを届けよう」
- 図工
「綿を使って工作してみよう」
- 生活
「くらしに使われている木を学ぼう」

小学4～6年生

- 理科
「野菜のヒミツに迫ろう」
- 社会
「すがたを変える魚を調べよう」
- 算数
「チョコレートで地球を冒険しよう」



授業の様子



※ 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」…京都市と公益財団法人京都高度技術研究所が、社会的課題をビジネスで解決したり、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出そうとする、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を認定し、企業の目指す未来に向けた成長と発展をサポートする制度

(重点課題4) 具体的な取組内容

3 マイシティライフの各戸回覧・リビング京都への記事掲載

暮らしのちねぶくろ **エシカル消費ってなに?**
 ~持続可能な社会を実現しよう~



エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、地球環境に配慮したお金の使い方や生き方を意味します。
 私たち消費者が、社会や環境がよくなるように考えながらお金を使うことや行動することにより、持続可能で豊かな社会の実現を目指しましょう!

地域への配慮 **人・環境への配慮** **社会への配慮**

例えば

- 地元の農産物を購入したり、風評被害にあっている地域の農産物を購入する
- 長寿命でエネルギー効率のよいLED電球に交換する
- 食品ロス削減のため、「食材の使いキリ」「料理の食べキリ」「生ごみを捨てる時の水キリ」を実践する

● 障害のある方が生産する商品を購入する

● フェアトレード*商品を選ぶ



*開発途上国の原料や製造を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」

毎日の生活の中で、エシカルな消費を一人ひとりの消費者が心がけることで実践してみましょう。

- **マイシティライフの発行・各戸回覧 (当センター発行)**
 最新の悪質商法に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、年2回発行。



主な掲載記事 (平成29年度)

エシカル消費による持続可能な社会の実現

食品ロス削減, 紙ごみの分別によるごみ減量

身の回りにあるエシカルラベルの一例

買い物が社会や環境を変えるかも

暮らしに「エシカル消費」を取り入れませんか

京都市消費生活総合センター
<http://kyoto-soudan.jp/>

安心・安全・品質・価格と併せて、商品購入のもう一つの考慮といわれているのが「エシカル消費」。社会や環境に影響を与える「エシカル消費」について、京都市消費生活総合センターの担当者に話を聞きました。

「エシカル消費」とは、人や社会、地球環境に配慮したお金の使い方や生き方を意味します。私たちが、社会や環境がよくなるように考えながらお金を使うことや行動することにより、持続可能で豊かな社会の実現を目指しましょう!

例えば

- 地元の農産物を購入したり、風評被害にあっている地域の農産物を購入する
- 長寿命でエネルギー効率のよいLED電球に交換する
- 食品ロス削減のため、「食材の使いキリ」「料理の食べキリ」「生ごみを捨てる時の水キリ」を実践する

● 障害のある方が生産する商品を購入する

● フェアトレード*商品を選ぶ

*開発途上国の原料や製造を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」

毎日の生活の中で、エシカルな消費を一人ひとりの消費者が心がけることで実践してみましょう。

- **リビング京都への記事掲載 (京都リビング新聞社発行)**
 フェアトレードや地産地消などに関連する商品ラベルに着目したエシカル消費をテーマに記事を掲載。

※リビング京都
 生活に関する情報やイベントを掲載し、毎週土曜日に京都エリアのファミリー世帯を中心に約49万部(京都市内約37万部)配布されている広報誌。

重点課題 4	食品表示監視指導業務の実施
推進施策名	○ 推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	平成28年度～平成29年度(平成30年度も継続)
趣 旨	食品表示が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることから、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図るため、食品表示法に関する業務を着実に実施する。
主 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 違反事業者の指示・公表 2 定期パトロール 3 買上調査 4 違反事業者の指導等 5 相談受付 6 食品表示講習会等

【青ねぎの不適正表示による食品表示法に基づく措置】

公表内容（平成30年2月19日公表）

- (1) 違反事業者：同代表者が経営する3事業者
- (2) 違反事実の内容
 （食品表示法第4条第1項に規定する食品表示基準第18条第1項違反）
 少なくとも平成28年10月1日から同年11月30日までの間（一部の事業者は平成28年11月27日から同年12月10日までの間）、3事業者とも京都府産九条ねぎ等と冠した商品（原産地を「京都府産」と表示）に他府県産及び中国産の青ねぎを混入し、一般用生鮮食品として販売。

(3) 指示の内容（食品表示法第6条第1項）

- ① 不適切表示の是正
- ② 原因の究明、分析
- ③ チェック体制の強化
- ④ 制度の社内啓発等の再犯防止の実施 等
- ⑤ ①～④について、改善報告書の提出を要求

改善報告書の受理

○改善報告書の提出

代表者から平成30年3月7日付けで改善報告書の提出を受け、調査・指導は終結した。

経緯

- 平成28年10月、本市に匿名の情報提供が入った。
 内容：中国産青ねぎを仕入れ、京都府産九条ねぎとして販売している事業者があるとの内容。
 ⇒ 同日午後、事業者を本市職員が立入検査し、情報に信憑性があると判断。
- 同年10月、本市職員が周辺調査を開始。
- 平成29年4月に府警による強制捜査（家宅探索）に併せて立入検査を実施。
 ⇒ 同年11月15日に不正競争防止法違反で略式起訴、罰金30万円が科され、有罪が確定。
- 本市においても、独自に立入検査の実施の他、製造過程や取引状況等を調査。
 ⇒ 食品表示法に規定する違反事実が判明。指示・公表に至る。

	食品表示法		不正競争防止法	
	法人	個人事業者	法人	個人事業者
(行政指導等) 市	<ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・（営業継続の場合）改善報告書の提出及びその内容の現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・（営業継続の場合）改善報告書の提出及びその内容の現地確認 	該当なし	該当なし
(罰則) 府警	<ul style="list-style-type: none"> ・（法人）一億円以下の罰金（代表者又は従業員） ・二年以下の懲役 ・二百万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・二年以下の懲役 ・二百万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・（法人）三億円以下の罰金（代表者又は従業員） ・五年以下の懲役 ・五百万円以下の罰金（併科もあり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・五年以下の懲役 ・五百万円以下の罰金（併科もあり）

取組実績②（定期パトロール）

- 1 調査対象
京都市内の商店街のうち食料品を扱う店舗及び市域事業者の食品スーパー
- 2 調査店舗数
21店舗
- 3 調査内容
 - 生鮮食品を中心に、当該事業者に表示責任のある食品の表示状況を店頭で調査。
 - 調査した店舗は、義務表示事項について、すべて60%以上の表示率であった。
 - 店舗の責任者に、啓発パンフレットを活用し、食品表示について啓発を行った。
- 4 調査結果の詳細
→ 3店舗について、延べ9項目の産地の欠落等の不適正表示を確認したため、その場で口頭注意を行った。

	すべて表示あり 表示率100%	概ね表示あり 表示率60～99%	一部のみ表示あり 表示率1～59%	表示なし 0%
店舗数	18店舗	3店舗	0	0
割合	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%

取組実績③（買上調査）

- 調査内容（青ねぎの不適正表示の関連調査）
カットねぎをパックの容器に入れ、スーパーで市販されている商品（京都府産である旨を表示しており、市域と考えられる5事業者のもの）を平成30年2月に購入し、安定同位体比検査を依頼。
- 判別結果
いずれも京都府産九条ねぎの安定同位体比值群と合致



取組実績③（指導等）

- 1 任意調査・立入検査
17社の食品関連事業者に対して任意調査又は立入検査を実施
 - 2 指示・公表件数 3事業者（再掲）
 - 3 指導件数
 - 文書指導0件
 - 口頭注意6件
 - 4 口頭注意事項
 - 産年・調製年月日の欠落（精米・玄米）
 - 原産地の欠落
- など

取組実績④（相談受付等）

- 1 相談受付件数
224件 <前年度比 約236%>
 - 2 主な相談内容
 - 原材料名の表示の記載方法
 - 製造者等の表示の記載方法
- など

取組実績⑤（食品表示講習会等）

- 1 食品表示講習会（事業者向け）
1回（京都府と合同実施）
- 2 その他、保健センター及び地域のふれあい祭りや定期パトロール等において啓発パンフレットを配布